

一般国道487号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）2工区における工事請負契約の変更について

1 要旨・目的

令和7年2月定例会において契約締結の議決を受けた「一般国道487号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）2工区」について、請負金額及び工期の変更を行う。

2 現状・背景

当該工事は、トラス部材の補修や補強、桁の全面塗り替え塗装工等を行うものであるが、現地調査等の結果、想定以上の腐食等が確認されたことから、追加工事が必要となり、請負金額の増額及び工期を延長する。



3 概要

(1) 対象者（請負者）

ショーボンド・横河・マシノ 一般国道487号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）2工区共同企業体

(2) 事業内容（工事概要）

ア 工事名：一般国道487号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）2工区

イ 工事場所：吳市音戸町早瀬一丁目～江田島市大柿町大君

ウ 工事内容：工事延長 L=133m 当て板補強工 W=138.63t 座屈拘束ブリース工 N=4本
塗替え塗装工 A=8,320m² 支承補修工 N=8基 床桁取替工 N=1箇所

エ 請負金額：当初 2,310,000,000円（税込）

変更 2,557,585,800円（税込） （増額 247,585,800円）

【主な増額内訳と理由】

① 腐食の進行に伴う床桁の取替等の追加による増

工事中に詳細調査を行った結果、床桁内部に雨水が浸入し著しい腐食の進行が確認されたため、当該床桁の取替等の追加工事が必要となったことによる増（増額 約185百万円）

② 労務単価の運用に係る特例措置の適用による増

令和7年3月1日以降に契約締結する工事のうち、令和6年3月から適用した労務単価を適用して予定価格を算出しているものについては、受注者から請求があった場合、令和7年3月から適用する労務単価を適用することが可能（増額 約63百万円）

オ 工期：当初 令和7年3月18日～令和9年3月31日

変更 令和7年3月18日～令和9年10月29日 （+約7か月）

(3) スケジュール

令和8年2月定例会で請負契約の変更議案を提案するため、令和8年1月に仮契約を行い、議会承認後に本契約を行う。

(4) 予算（国庫）

上記のとおり

床桁の腐食状況

